

## 第4次山県市健康増進計画及び第10期山県市高齢者福祉計画策定業務委託仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的事項を提示したものであり、その他必要と考えられるものについては適宜提案すること。

### 1 業務名

第4次山県市健康増進計画及び第10期高齢者福祉計画策定業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせるよう、「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科保健計画」「自殺対策計画」を一本化した「第4次健康増進計画」及び「第10期高齢者福祉計画」を、他計画とも連携を図りながら策定することを目的とする。

### 3 計画期間

第4次山県市健康増進計画は令和9年度から令和14年度までの6年間

第10期山県市高齢者福祉計画は令和9年度から令和11年度までの3年間

### 4 履行場所

山県市及び山県市が指定する場所

### 5 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

### 6 業務内容

#### (1) データ入力済前年度アンケート等調査の分析

健康増進計画 3種

高齢者福祉計画 2種（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）

#### (2) 計画策定委員会等運営支援

高齢者福祉計画策定委員会（3回を予定）、高齢者施策検討委員会等（2回を予定）や健康増進計画策定委員会（3回を予定）、健康増進部会（2回を予定）、食育推進部会（2回を予定）、自殺対策部会（2回を予定）、口腔保健協議会（2回を予定）などへの出席及び運営支援や会議資料作成、議事録（要約）の作成。

#### (3) 介護給付費対象サービス等の見込量の算出、さらに保険料水準の推計を行う。

#### (4) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントでの意見を集約するとともに、必要に応じて計画案へ反映する。

#### (5) 計画及び概要版の作成

確立した「第10期高齢者福祉計画」、「第4次健康増進計画」の計画書及び概要版を作成する。

#### (6) 第9期山県市高齢者福祉計画等における現状分析

第9期における山県市の介護保険事業や高齢者福祉計画等の取り組み状況、高齢者福祉サービス等の利用状況、国保連から提供される「保険者向け給付実績情報」などの分析を行い、計画策定に関する課題を明確にし、計画案に反映する。

(7) 健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、歯科保健計画における現状分析

山県市の人口動態、死亡統計、疾病統計、要介護要因、医療費統計など市の健康統計の分析を行い、計画策定に関する課題を明確にし、計画案に反映する。

(8) 計画案の策定支援業務

老人福祉法や介護保険法、健康増進法等の改正動向や施策推進上の課題を整理するとともに、アンケート調査等によって把握した社会ニーズや実態を活かし、次期計画期間にマッチした計画案を作成する。

(9) 事務打合せ

計画の策定も含め、業務内容や進行に係る打合わせを適宜行う。また、高齢者福祉計画においては介護保険に係る事業者等から意見を聴取する場合には必要に応じ立ち会いを行う。

(10) その他必要事項

## 7 組織体制等

本業務の効率的運営のため、事業責任者を置き、統括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

## 8 業務の実効性の確保

(1) 本事業の実施に関して、市の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。

(2) 受注者は、契約締結後に事業計画を作成し、山県市と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

(3) 受注者は、本事業の実施にあたり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

## 9 成果品

本調査事業の結果に基づき資料を作成すること。電子データは Microsoft Word または Microsoft Excel で作成し、CD-ROM など汎用性のある記録媒体で提出すること。

(1) 第10期山県市高齢者福祉計画（原案） 1部

（A4版130ページ程度、カラー）

第10期山県市高齢者福祉計画（概要版） 1部

（A3版1ページ程度、カラー）

(2) 第4次山県市健康増進計画（原案） 1部

（A4版150ページ程度、カラー）

第4次健康増進計画（概要版） 1部

（A3版1ページ程度、カラー）

(3) アンケート等調査分析結果 各計画1部

(4) 議事録要旨

(5) 前4項目の電子データ

(Microsoft Word・Microsoft Excel 等で作成し、CD-ROM 等に記録)

#### 10 守秘義務

受注者は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### 11 個人情報の取扱

(1) 業務上知り得た個人情報は受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。

(2) 受注者は事業実施にあたり収集する個人情報について、山口市に情報提供することを事前に説明し同意を得ること。

(3) 事業実施にあたり収集した個人情報は山口市に帰属するものとし、山口市の指示に従い提供を行うこと。

(4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

#### 12 その他実施上の留意点

(1) 本事業の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。

(2) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、山口市と受注者双方による協議のうえ決定する。

(3) 本事業は、令和8年度予算確定を条件に執行する。なお、確定しなかった場合、この契約は破棄する